

令和5年度 利用者負担額（保育料）算定表

階層区分		保育料（月額）					
		3歳未満児		3歳以上児			
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
A	生活保護法による被保護世帯等	円	円	円	円		
		0	0	0	0		
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	
		上記世帯以外	0	0	0	0	
C	A階層を除き、市町村民税均等割のみ課税世帯（所得割非課税世帯）	ひとり親世帯等	6,000	5,800	0	0	
		上記世帯以外	12,000	11,700	0	0	
D 1	A階層を除き、市町村民税所得割課税世帯であってその額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	ひとり親世帯等	6,000	5,800	0	0
			上記世帯以外	15,000	14,700	0	0
D 2		48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	6,000	5,800	0	0
			上記世帯以外	18,500	18,100	0	0
D 3		57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	6,000	5,800	0	0
			上記世帯以外	20,000	19,600	0	0
D 4		77,101円以上 97,000円未満		23,000	22,600	0	0
D 5		97,000円以上 121,000円未満		29,000	28,500	0	0
D 6		121,000円以上 145,000円未満		33,000	32,400	0	0
D 7		145,000円以上 169,000円未満		36,000	35,300	0	0
D 8		169,000円以上 211,201円未満		39,000	38,300	0	0
D 9		211,201円以上 256,100円未満		42,000	41,200	0	0
D 10		256,100円以上 301,000円未満		44,000	43,200	0	0
D 11	301,000円以上 338,800円未満		46,000	45,200	0	0	
D 12	338,800円以上 397,000円未満		48,000	47,100	0	0	
D 13	397,000円以上		50,000	49,100	0	0	

- 1 この表において「市町村民税」とは、4月から8月分までの保育料については令和4年度の市町村民税を、9月から3月分までの保育料については令和5年度の市町村民税をいいます。  
 ※海外居住により、市町村民税が課税されていない場合は、収入の確認できる資料により課税相当額を算出します。
- 2 この表において「ひとり親世帯等」とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する方が次に掲げる（1）から（7）に該当する世帯をいいます。
- (1) 児童扶養手当の認定を受けている方
  - (2) 身体障害者手帳の交付を受けている方
  - (3) 療育手帳の交付を受けている方
  - (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
  - (5) 特別児童扶養手当の支給対象の方
  - (6) 国民年金の障害基礎年金等の受給者
  - (7) 生活保護法の規定による要保護者及び市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- ※（2）～（6）は施設等に入所していない在宅の方に限ります。

【利用者負担額の軽減について】

以下に当てはまる方は、利用者負担額の軽減措置があります。必要書類を提出してください。（提出済みの場合は不要です）

- 市町村民税の所得割課税額が77,101円未満で、ひとり親世帯であるが児童扶養手当の認定を受けておらず、遺族年金、障害年金、遺族補償を受けている場合・・・年金証書等受給状況が確認できる資料
- 市町村民税の所得割課税額が77,101円未満で、在宅障害児（者）のいる世帯の場合・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当や国民年金の障害基礎年金等の認定状況が確認できる資料

※利用者負担額の変更は年度内に限りますので、必ず令和6年3月31日までに書類を提出してください。

- 3 この表において「3歳未満児」とは、保育の利用の日の属する年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいいます。
- 4 この表における所得割額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除を適用しません。

<多子軽減について>

保護者と生計を一にする者の中で最年長の者から第1子と数え、保育料は次のとおりとします。

区分	保育料（月額）	
	ひとり親世帯等 （市町村民税所得割課税額が 77,101円未満の世帯に限る）	左記以外の世帯
生計を一にする者の中で第1子	この表に定める額	この表に定める額
生計を一にする者の中で第2子	0円	この表に定める額の半額
生計を一にする者の中で第3子以降	0円	0円

※多子計算の算定対象者に年齢制限はありませんが、保護者と生計を一にする子どもに限ります。

※必ずしも同居を要件とするものではなく、勤務、就学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養等の送金が行われている場合には、生計を一にする者として取り扱います。